

○第86回添加物専門調査会

日時：平成22年6月29日（火）14：00～16：05

議事概要：

（1）3-エチルピリジン

要請者に、90日間反復投与毒性試験で認められた病理組織学的所見に関する資料等を求めるとともに、本日の議論で指摘された事項について修正等を行い、追加資料が得られた段階で、再度審議することとなった。

*ウイスキー、ビール、紅茶等の食品中に存在し、また、あさり、子めん羊肉、いか等の加熱調理により生成する成分です。欧米において、焼菓子、ソフト・キャンデー類、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、肉製品、清涼飲料等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

（2）5-エチル-2-メチルピリジン

審議の結果、本品目は、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価された。評価書案は一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*ウイスキー、チーズ等の食品中に存在し、また、えびの加熱調理により生成する成分です。欧米において、焼菓子、肉製品、朝食シリアル類、ナッツ製品、グレービーソース類、スープ類等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。